

町内飲食店に対して、食料品取扱い事業者から購入する食料品の費用の一部を補助します。

▶食料品取扱い事業者

- ①浪江町内において食料品等を取扱う事業者
 - ②浪江町内へ食料品を納入することができ、平成22年度及び平成23年度に浪江町に法人町民税を納付している事業者
- 上記の①、②どちらかの条件を満たす事業者が取扱店になる申請ができる。

※現在の取扱店は9店舗です。

イオン浪江店、ローソン浪江町役場前店、ローソン浪江下加倉店、めんの旭屋、(株)伊藤商店、柴栄水産、道の駅なみえ、セブンイレブン浪江権現堂店、ファミリーマート浪江きらめき店

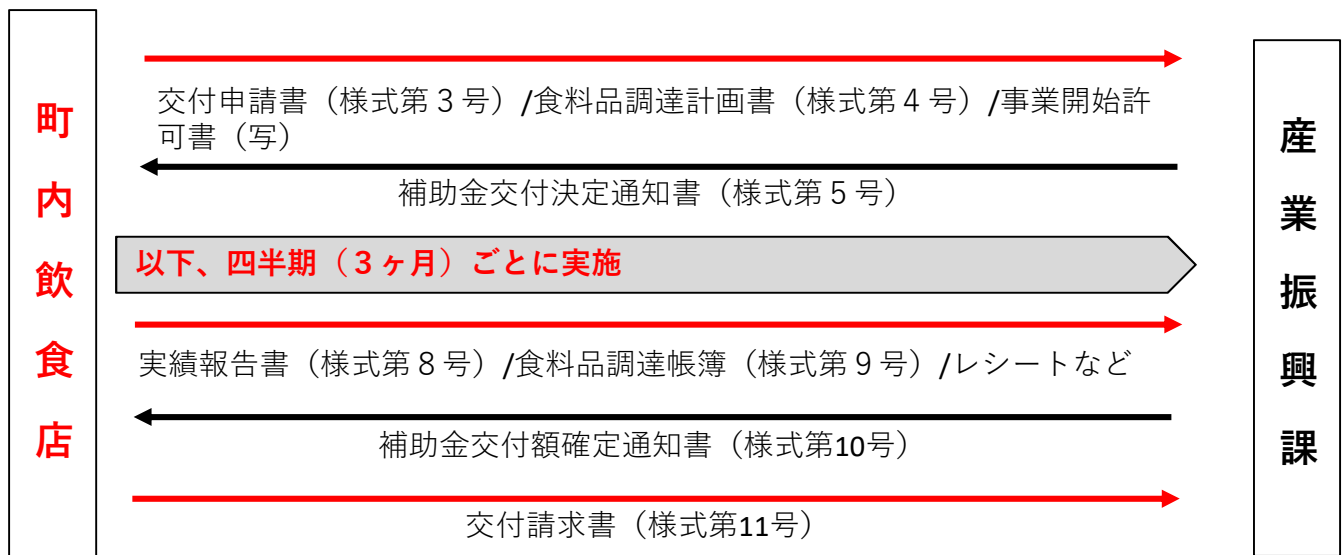
▶補助限度額等

補助対象経費の**3割**（月額上限10万円）

▶対象となる食料品

日本標準商品分類の項目表に掲げるもののうち、大分類7-食料品、飲料及び製造たばこ > 中分類69～75に分類される食料品並びに中分類76 > 小分類291-みりん及び小分類292-合成清酒を含む。
ただし、中分類75-その他の食品 > 小分類39-その他の調理食品は対象外。

▶申請～受領までの流れ



▶留意点

- 交付申請は、その年度にかかる事業費で申請いただきます。
- 実績報告及び請求行為は四半期ごとに行います。
例) 第1四半期(4月～6月) ←7/15までに、実績報告書等を提出。
- 予算額に達した場合は、予告なく終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

問合わせ先 浪江町役場 産業振興課商工労働係 電話：0240-34-0247